

大学の国際化と危機管理について

～安全保障貿易管理に関する観点から～



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進



文部科学省

1. 大学教育のグローバル展開力の強化

2019年度要求・要望額：6,198百万円（前年度予算額：5,470百万円）

(1) 大学の体制の国際化

2019年度要求・要望額 4,684百万円
（前年度予算額：4,000百万円）

「スーパーグローバル大学創成支援事業」

我が国の高等教育の国際競争力の向上とグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援。

- スーパーグローバル大学創成支援 4,274百万円
37件（トップ型13件/グローバル化牽引型24件）（2014年度-2023年度）
- 海外国際会議等でのAll-Japan展開、日本開催誘致 140百万円
- 国際的評価の向上に資する戦略的国際広報 190百万円
- 国際化拠点プラットフォーム構築 80百万円

(2) 教育プログラムの国際化

2019年度要求・要望額 1,514百万円
（前年度予算額：1,470百万円）

「大学の世界展開力強化事業」

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

●日-E-U戦略的高等教育連携支援（新規）

<交流推進型/プラットフォーム型>（2019年度-2023年度：5件）

- COIL型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（2018年度-2022年度：10件）

- ロシア、インド等との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（2017年度-2021年度：11件）

- アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化
（2016年度-2020年度：25件）

- 中南米等との大学間交流形成支援
（2015年度-2019年度：11件）

2. 大学等の留学生交流の充実

2019年度要求・要望額：36,785百万円（前年度予算額：34,473百万円）

(1) 大学等の留学生交流の支援等

2019年度要求・要望額：9,139百万円
（前年度予算額：8,114百万円）

意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増（6万人→12万人）を目指すため、若者の海外留学への機運醸成を図る留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」の活動を推進するとともに、学位取得目的の長期留学支援の拡充等により、留学経費を支援する。

- 大学等の海外留学支援制度 9,042百万円
<学位取得型> 大学院：252人 学部：78人→119人
<協定派遣型> 21,000人→22,000人（渡航支援金1,760人を含む）
<協定受入型> 5,000人→6,800人
- 日本人の海外留学促進事業 97百万円

(2) 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

2019年度要求・要望額：27,646百万円
（前年度予算額：26,359百万円）

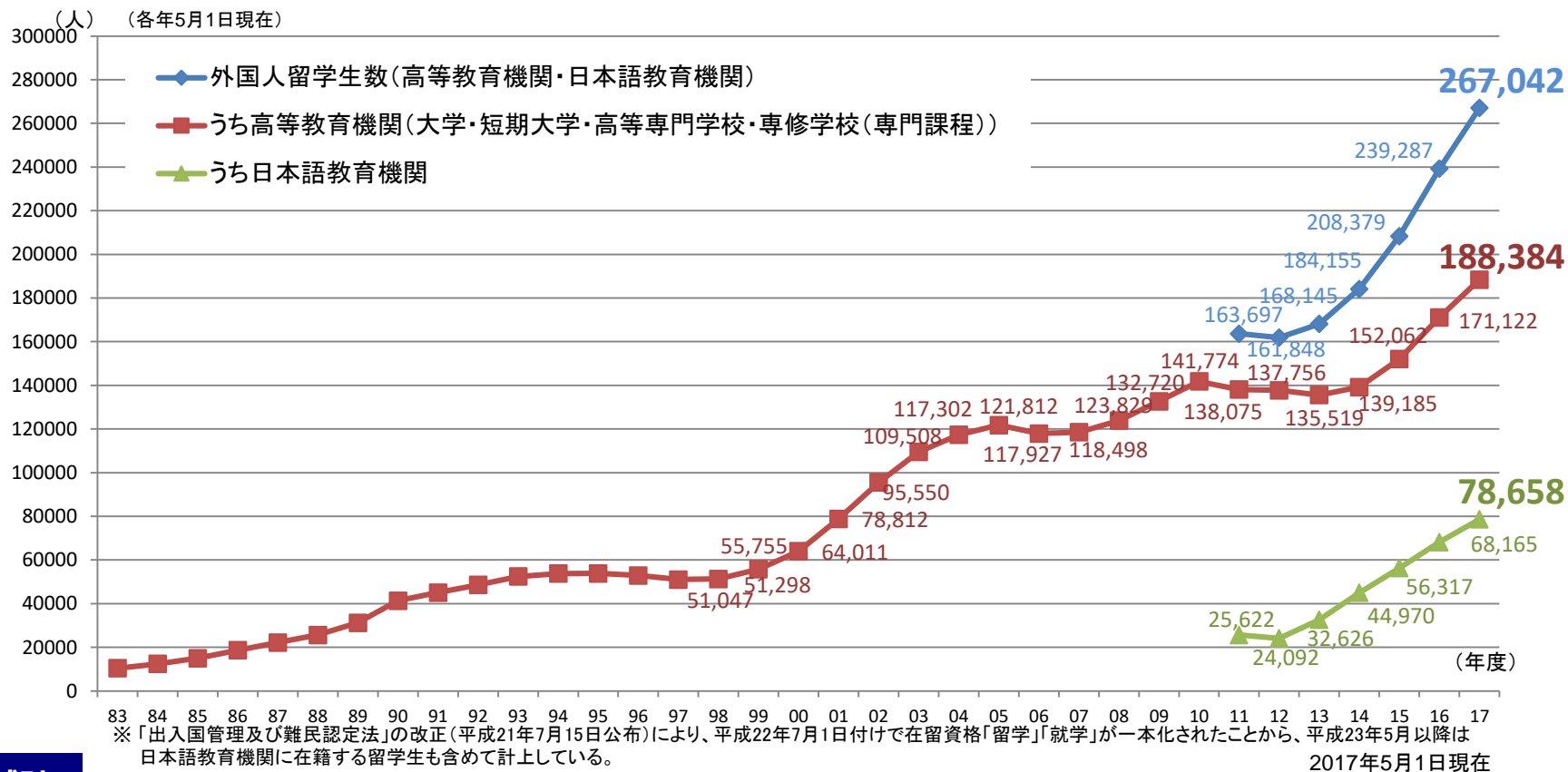
「留学生30万人計画」の実現に向け、海外での日本留学の魅力発信を強化するため、現地及び日本の関係機関と連携し、海外での渡日前から帰国後まで一貫した情報発信・リクルーティングの支援など日本留学サポート体制の構築を推進する。

- 日本留学への誘い、入り口（入試・入学・入国）の改善 1,183百万円
・日本留学海外拠点連携推進事業 6拠点
リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制を実現するため、各拠点の活動の強化を図る。
- 受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 24,757百万円
・国費外国人留学生制度 11,276人
・留学生受入れ促進プログラム 7,870人→8,450人
・留学生就職促進プログラム 12拠点

我が国の外国人留学生の受入れの現状

外国人留学生数は全体として増加傾向。特に日本語教育機関の在籍者が顕著に増加。国地域別では、中国・ネパールが増加、ベトナムは大幅に増加。

推移



出身国・地域別

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
中国	107,260 (98,483)	8,777	インドネシア	5,495 (4,630)	865
ベトナム	61,671 (53,807)	7,864	ミャンマー	4,816 (3,851)	965
ネパール	21,500 (19,471)	2,029	タイ	3,985 (3,842)	143
韓国	15,740 (15,457)	283	マレーシア	2,945 (2,734)	211
台湾	8,947 (8,330)	617	その他	28,076 (24,706)	3,370
スリランカ	6,607 (3,976)	2,631	合計	267,042 (239,287)	27,755

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

大学の国際化に伴い表面化する様々な課題

- (留学希望者が持つ)海外学位・資格の適正な審査・評価の必要性
- 海外での活動における安全の確保・危機管理
- **安全保障貿易管理(教員の国際的な活動や、留学生等による機微技術の流出防止)の徹底**

安全保障貿易管理は、一律に大学等の活動を制限するためのものではなく、むしろ自由な教育・研究環境を保証するための前提となるもの。

安心して教育研究を実施するために、大学の適切な対応が不可欠。

産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告 (2017年1月23日) (抜粋)

特に大学における研究は、学術の進展を支えるための活動が中心で、原則として、研究成果が国内外で公開されることを前提としていることから、技術情報の管理体制の整備に当たっても、研究成果の管理の仕方について企業とは異なった対応が求められる。

こうした大学や研究機関の持つ性格、実施体制上の課題を踏まえ、「みなし輸出」の管理強化を行う場合には、国際取極や各国の管理状況を踏まえつつ、規制対象の適正化・明確化を図るとともに、大学等の取組を支援するための体制作りを並行して進めていくことが必要である。

国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼） 文部科学省大臣官房国際課長（平成29年2月17日）

昨年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。

これを受け、平成29年1月23日、外務省より、同決議の厳格な実施につき、文部科学省に対し協力要請がありました。

文部科学省としては、平成18年3月24日付け文科際第217号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」及び平成21年11月24日付け「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」等において、関係機関に対し外国為替及び外国貿易法の遵守についての協力を依頼しているところですが、これらの通知に関する取組の徹底は同決議の趣旨に適うものと考えております。

ついては、大学及び公的研究機関においては、通知の依頼事項に御留意いただきますとともに、改めて輸出管理体制の強化に向けた取組を徹底していただきますようお願いいたします。

大学における体制整備の状況

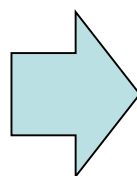
各大学における輸出管理担当部署の設置状況等

文部科学省調査(2015年2月)
対象: 国立大学及び医歯薬理工学部
等を持つ公私立大学
計292校(275校回答)

輸出管理担当部署を設置済

国立大学 74校(86.0%)
公立・私立大学 52校(25.2%)

計 126校(45.8%)



文部科学省調査(2018年2月)
対象: 国立大学及び医歯薬理工農系
学部等を持つ公私立大学
計296校(272校回答)

輸出管理担当部署を設置済

国立大学 81校(94.2%)
公立・私立大学 78校(41.9%)

※前年度比2.7%改善

計 159校(58.5%)

各大学における関係規程の策定状況等

文部科学省調査(2018年2月)
対象: 国立大学及び医歯薬理工農系学部等を持つ公私立大学
計296校(272校回答)

輸出管理内部規程を策定済

国立大学 65校(75.6%)
公立・私立大学 44校(23.7%)
計 109校(40.1%)

まず大学に取り組んでいただきたいこと

「大学等における安全保障貿易管理のための体制、意識啓発等について(事務連絡)」

背景： 体制の整備は法的な義務 ⇔ 必要な体制はさまざま

1 必要な体制の整備

- 留学生の受入や所属教員の海外での研究活動等国際的な活動が行われている大学等では体制整備が必要
(例) 既存の事務の流れにチェック機能を組み込む

2 意識啓発

- 教職員研修機会の活用
- 経営層の正しい認識が重要
- サポート資料の活用

3 必要に応じた関係機関(大学同士も)との連携

- (例) 近隣大学のネットワークで対応

安全保障貿易管理に係る各地域における大学間ネットワーク

<各地域における主な大学間ネットワーク>

地域の中には、安全保障貿易管理に取り組む大学同士で、既に体制を整備している大学から助言を受けることや、今後体制を整備しようとする大学同士で相談することを目的に、大学間のネットワークが形成されている事例もあり、こうした大学間のネットワークの活動に参加することも有益です。

<近畿地区大学輸出管理担当者ネットワーク>

発足：2016年9月

参加大学：20大学

京都大学、大阪大学、神戸大学、立命館大学、関西大学、関西学院大学、近畿大学、和歌山大学、福井大学、他10大学

主な活動：輸出管理担当者の勉強・情報交換。年2回程度の輸出管理の事例紹介やセミナーと勉強会。メール等での情報交換、法令解釈・該非判定等の相談などを行う。

<かながわ地区大学の輸出管理担当者勉強会>

発足：2016年9月

参加大学：7大学

横浜国立大学、横浜市立大学、神奈川大学、神奈川工科大学、関東学院大学、東海大学、慶應義塾大学

主な活動：安全保障貿易管理業務を円滑に運用するため、各大学の運用を協議し、実行的な施策を共通標準化する活動。

<九州地域大学輸出管理担当者ネットワーク>

発足：2010年12月

参加大学：約30大学

九州大学、佐賀大学、大分大学、九州工業大学、長崎大学 等

主な活動：年2回の勉強会を行う。勉強会は専門家の講演を踏まえたグループディスカッション等、参加者が主体的に関わる内容にする。またメーリングリストを活用して日々の情報交換を行う。

<四国地区大学安全保障輸出管理ネットワーク>

発足：2013年9月

参加大学：5大学

徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学

主な活動：業務の問題点の共有や先進的な取組について学習するなど、共同して大学における輸出管理の仕組みの構築を検討。

※大阪大学中田教授の説明資料を基に作成

※参加大学は2016年10月時点のもの

(活動例)

- ・輸出管理担当者の勉強会の実施
- ・メール等を活用した情報交換
- ・各大学の運用を協議し、実効的な施策を共通標準化

継続的な説明会の実施や経済産業省実施のアドバイザー派遣事業等により、学内での輸出管理体制は進捗しつつある。

今後、より実効性のある体制を構築していくためにも、地域の大学がネットワークを形成し、輸出管理担当者の更なるスキル向上や情報交換ができる体制を構築することは有効と考える。

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス
(大学・研究機関用)第三版 平成29年10月

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版 (平成29年10月経済産業省策定)

【目的】

外為法に基づく技術の提供等の管理について、大学・研究機関が実施すべきことを取りまとめている。

平成20年策定⇒平成22年改訂⇒平成29年改訂

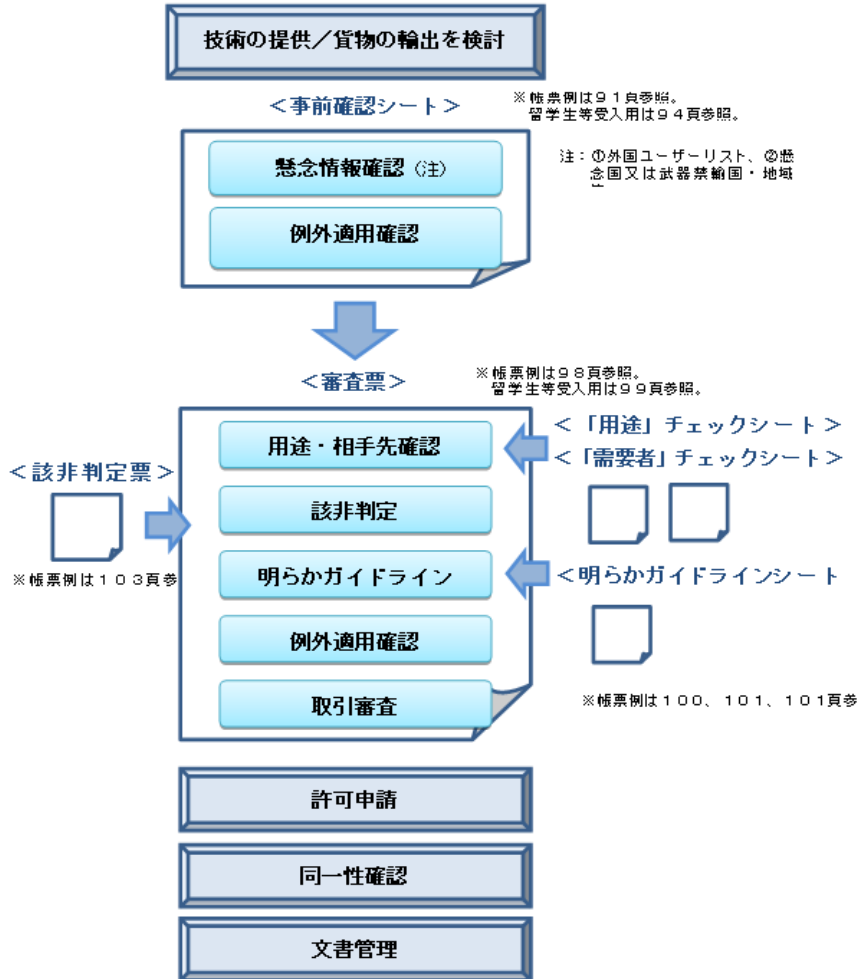
文部科学省も策定に協力

【改訂のポイント】

- 留学生の管理や外国出張等の個別ケースごとに、どのような取組が必須となり／推奨されるかを整理
- 規程や帳票を例示

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス (大学・研究機関用) 第三版 (平成29年10月 経済産業省策定) (抜粋) 1/4

大学・研究機関における管理手続の流れ



ガイドンスには必須措置項目、推奨措置項目が具体的に列挙されている。

教職員等は、技術の提供や貨物の輸出を行おうとする場合は、「事前確認シート」を用いて「審査票」の起票の要否について、管理責任者の確認を受けることが推奨されます。

具体的な様式例も示されている。

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

申請年月日: 年 月 日
申請者: 氏名 所属・職名
連絡先: Tel Email

※技術の提供・貨物の輸出を検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要となります。

※本シートは、技術の提供・貨物の輸出の〇日前までに【各大学の手続きに沿って設定】、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

1. 取引区分・類型

取引区分	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 受託研究 <input type="checkbox"/> 研究成果提供 <input type="checkbox"/> 学術交流協定 (秘密保持契約 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)) <input type="checkbox"/> 会議等の出席・参加・主催 <input type="checkbox"/> 外国出張 <input type="checkbox"/> その他 ()
取引類型	<input type="checkbox"/> 技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック <input type="checkbox"/> 指導・発表 <input type="checkbox"/> 意見交換 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メールの送信 <input type="checkbox"/> インターネット経由のファイル交換 <input type="checkbox"/> 共用データベースへの掲載 <input type="checkbox"/> 書面の送付 <input type="checkbox"/> 配録媒体の送付 <input type="checkbox"/> マニュアル・図面・データ等の供与 <input type="checkbox"/> 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 ※該当する輸出内容にチェック <input type="checkbox"/> 試料・サンプルの送付 <input type="checkbox"/> 装置等の送付 (<input type="checkbox"/> 自作品 <input type="checkbox"/> 改造品 <input type="checkbox"/> 購入品) <input type="checkbox"/> その他 ()

※上記は、一つの参考例を示したものであり、手続き等の手順は各大学・研究機関に委ねられるもの

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版 (平成29年10月 経済産業省策定) (抜粋) 2/4

ガイダンスには必須措置項目、推奨措置項目が具体的に列挙されている。

- ・ 来日後6か月以上の留学生や研究生、採用された外国人教職員であっても、外国において規制対象の技術を提供することが、あらかじめ分かっている場合、技術資料(USBメモリ等に記録したものも含む。)の外国への持ち出し(休学中の一時帰国も含む)や技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、許可を取得する必要があります。 <必須>P.56
- ・ 留学生、研究生、教職員が外国に渡航する際、居住者であっても非居住者であっても、外国において規制技術の提供を予定している場合には、少なくとも技術の持ち出しに先立ち許可を取得しなければなりません。 <必須>P.60
- ・ 組織における輸出管理担当部署や責任者を選任してください。 <必須>P.68
- ・ 各大学・研究機関がそれぞれの実情を踏まえ、組織内の責任体制と役割分担、管理のためのルールなどを明確に定めた具体的な自主管理体制の構築に向けて取り組むことが重要です。 <必須>P.70

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版 (平成29年10月 経済産業省策定) (抜粋) 3/4

ガイダンスには必須措置項目、推奨措置項目が具体的に列挙されている。

- ・ 組織内で、保有している技術や貨物を適切に管理できるよう、規制技術や貨物、その所在等を、あらかじめ把握しておくことが推奨されます。＜推奨＞P.33,P.66
- ・ 機微技術の所在把握のために、各教員や研究職員に対して調査を行い、その回答票の提出を依頼することも有益な方法の一つです。＜推奨＞P.66
- ・ 遵守基準にも対応した自主的な管理を支援するため、経済産業省は、技術提供者や輸出者自身が輸出管理内部規程を策定し、それに基づいた技術・貨物提供管理等を行うことを強く推奨しています。＜推奨＞P.70
- ・ 特に、リスト規制技術情報は、アクセス管理してください。＜推奨＞P.52
- ・ 技術提供の事務や判断を行う職員のみならず、幹部、研究者、職員全員を対象とした指導・研修により、大学・研究機関全体で管理意識の底上げを図ることも重要です。＜推奨＞P.50

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス

(大学・研究機関用) 第三版

(平成29年10月 経済産業省策定) (抜粋) 4/4

入口・中間・出口の各段階における管理

- ・ 留学生、研究生、教職員の受入れや採用時には、(略)安全保障上の懸念の有無を確認し、提供する技術の内容の変更や経済産業省への許可申請も検討した上で、大学や研究機関として受入れ・採用の可否を判断することが推奨されます。〈推奨〉P.57
- ・ 留学生、研究生、教職員が在学や在職中に、居住者となり、規制技術を習得する可能性があります。(略)研究内容の高度化や変更の有無を確認し、外為法上の懸念が払拭されない場合には、提供する技術を再検討することや配属・配置等により対応することも考えられます。〈推奨〉P. 59
- ・ 留学生、研究生、教職員の卒業時や退職時には、帰国に当たって規制技術の提供や貨物の持ち出しがないかを確認するために、注意喚起を実施するとともに、誓約書を取得することが推奨されます。また、(略)注意喚起を効率的・実効的に行えるよう、居住者扱いとなった留学生、研究生等の研究テーマについても規制技術の提供があるかどうかを管理することが推奨されます。〈推奨〉P. 59

大学等向けアドバイザー派遣事業について

平成30年度安全保障貿易自主管理促進事業



大学等における安全保障貿易管理体制の 運用・構築を支援するための アドバイザー派遣事業

アドバイザー派遣事業の背景と目的

国際的学術交流が進展し共同研究の機会や留学生の受け入れが拡大する中、国内大学や研究機関(大学等)が保有する機微技術の流出リスクが増加しています。そのため、**安全保障貿易管理への厳格な取り組みが必要**となっています。

このような背景を受け、平成29年度から実施してまいりました大学等における安全保障貿易管理体制の運用・構築を目的とした**アドバイザー派遣事業**を引き続き実施します。アドバイザーは**実際に大学等で管理体制構築・運用を行ってきた経験を豊富に持っています**。管理の運用や体制構築に疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者様方は、ぜひお気軽にアドバイザー派遣事業サービスをご活用下さい。なお、本事業の利用に係る費用負担は発生しません。

(経済産業省より三菱総合研究所受託)

アドバイザー派遣事業概要

- ▶ 管理体制構築済みの大学等において、より一層、厳格な管理を実現する。
- ▶ 管理体制未構築の大学等において、体制構築を実現する。

必要に応じて、是非ご活用ください。
詳細は「お問合せ窓口」まで。



平成29年度から経済産業省において大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用を支援するため**アドバイザー派遣事業を開始**。

文部科学省からも各大学等に対して**周知の連絡**させていただいたところ。

(平成29年6月26日付け事務連絡)

お問い合わせ窓口

アドバイザー派遣事業や管理体制構築・運用に関するお問い合わせ

(株)三菱総合研究所 安全保障貿易管理対策事業 事務局
Tel : **03-6705-6146** (受付時間 10:00~16:00)
Email : **univ-trade-control(at)ml.mri.co.jp**
※(at)を@に置き換えてください。
担当 : 河合、太宰、押手
期間 : 2018年4月2日~2019年3月29日

安全保障貿易管理制度概要や法令解釈に関するお問い合わせ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 大学指導班
Tel : **03-3501-2800**
Email : **qqfcbh(at)meti.go.jp**
※(at)を@に置き換えてください。

様々な関連情報

経済産業省 安全保障貿易管理HP

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」など大学・研究機関向けのガイドラインやQ&A等が公表されている。

- 電話相談窓口（安全保障貿易管理制度の概要等）
経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課

大学指導班 03-3501-2800

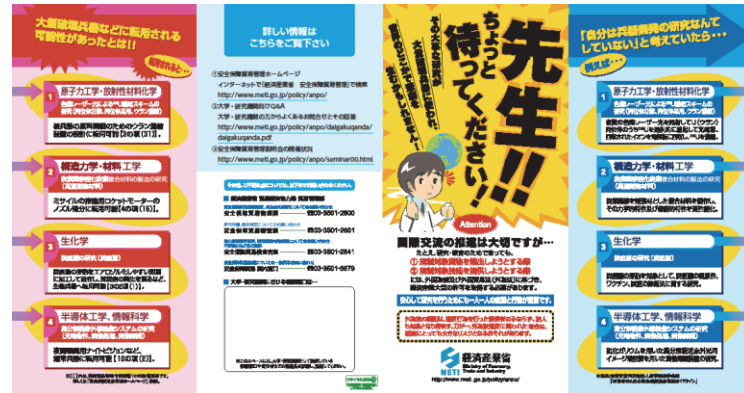
特定非営利活動法人産学連携学会HP

<http://www.j-sip.org//>

- 研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン等の策定・公表

一般財団法人安全保障貿易情報センターHP

<http://www.cistec.or.jp/>



経産省HPに掲載された説明会情報の例

輸出管理関係者を狙ったサイバー攻撃

- ・大学等の輸出管理関係者を巧妙に狙ったサイバー攻撃が発生
- ・2018/5/18 文部科学省から国立大学法人等に対して注意喚起

【注意喚起】国際・政治経済・輸出管理・安全保障関係者を狙った標的型攻撃について

実際に観測された標的型メール※

差出人:****@yahoo.co.jp

件名: 至急 確認のお願い

●●様

お世話になっております。

FAXではわかりづらいと思いますので、メールさせていただきます。

よろしくご確認ください。

パスワードは「N#9T4%hYeF」になります。

=====

■■■■■(実在する安全保障輸出管理関係の組織)

この標的型メールは、大学等の特定の輸出管理関係者のみを狙い送付された。

○現状認識/防ぐためには/起こったときには

・リスト規制に該当する研究情報が他国から度々狙われており、サイバー攻撃が実際に発生。

・研究者自身は狙われていないと思っている研究情報であっても、他国は欲しい場合もある。

・輸出管理関係者は、狙われている認識を持つことが必要

・守るべき研究情報を予め組織として特定し、一段二段高い対策を重点的・組織的に行う必要がある。

・サイバー攻撃対策については、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(<https://www.nisc.go.jp/materials/index.html>)や高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン(<https://www.nisc.go.jp/active/general/risk.html>)を参考にしていきたい。

・機微な研究情報がサイバー攻撃により他国に流出した疑いがある場合、文部科学省としても、流出の可能性のある情報の確認など、被害に遭った研究者やセキュリティ担当者と協力して対処する必要があるため、御協力いただきたい。

※標的型メール

対象の組織から重要な情報を盗むことなどを目的として、組織の担当者が業務に関するメールだと信じて開封してしまうように巧妙に作り込まれた、不正プログラムを送り込むメール。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ご静聴ありがとうございました

大学の教育研究の質の向上のために必要な「大学の国際化」を
引き続き適切に進めていくため、
そして、学問の自由の基礎となる大学への社会の信頼を保つため、
安全保障貿易管理に対する積極的、主体的な対応を
各大学の皆様に是非ともお願いいたします。